

## 地域計画

策定年月日	2025年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	北秋田市 ( 05132 )
地域名 (地域内農業集落名)	合川東 ( 下杉、梅栄、上杉、桃栄、弥栄、金沢、道城、川井 )

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	585.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	514.9 ha
② 田の面積	420.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	164.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	40.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	60.6 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	444.8 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	78.3 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

当地区の認定農業者は50代未満が2人、50代が1人、60代が8人、70代以上が12人と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進める必要がある。そのためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

## 【地域の基礎的データ】

認定農業者:23人(30代1人、40代1人、50代1人、60代8人、70代以上12人)

団体経営体(法人・集落営農組織等)10法人、8集落営農組織

主な作物:水稲、大豆、きゅうり、しいたけ、そば

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域で作付のある大豆、きゅうり、しいたけ、そば等について作付転換の取組を段階的に進めるほか、農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るべくスマート農業の導入を進める。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、地域農業を担う者への農地の集約化に配慮しつつ、農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、認定法人、集落営農組織)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	83	%	将来の目標とする集積率
			87 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
認定農業者や認定新規就農者及び認定農業法人を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、地域農業を担う者への農地集積及び集約を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
担い手を中心に集積・集約化を進めるべく、団地面積の拡大を農地バンク相談員や農業委員と相談しながら進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域全体を農地バンクに貸し付けることを基本とし、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地バンク相談員や農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
地域のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業や農地集積加速化基盤整備事業等を活用し、条件の整った地域から順次、農用地の大区画化・汎用化等を実施する計画を立てる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を受け入れ、栽培技術の指導などで支援し、新規就農者でも定着しやすい環境づくりを行うと共に、スマート農業技術やデジタル技術の導入により省力化や効率化を進め農業に対するマイナスイメージの払拭を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
秋田たかのす農業協同組合の作業受託部会へ農作業の一部を委託することで、農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制づくりを行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①近年多発する熊・イノシシ等の被害に対し、市と連携しつつ駆除等を行う。
- ②高騰する肥料価格に対応するため、有機農業や減農薬・減肥料の情報収集を行い理解を深める。
- ③スマート農業技術やデジタル技術の導入により、農作業の負担軽減や効率的な農業経営を目指し、農業に対するマイナスイメージの払拭や労働力不足対策を進める。
- ⑥地球環境に配慮した持続可能な農業経営実現のために、省エネルギーやカーボンニュートラルの設備・資材の導入を推進する。
- ⑦林地との間及び林地に隣接する条件不利地で耕作に不便な農地や、すでに山林・原野化が進んでいる農地は保全・管理等を行う農地とし、非農地化を含め検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

## 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。